

2018年度税制改正大綱が閣議決定されました。法人税に関する主な改正内容はつぎのとおりです。

制度	改正内容			
	区分	大企業	中小企業者(※)	
所得拡大促進税制の改組	要件	①平均給与等支給額：前年度比3%以上増加 ②国内設備投資額（減価償却資産）：当期減価償却費の9割以上 ③当期の教育訓練費≥前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍	①平均給与等支給額：前年度比1.5%以上増加 ②平均給与等支給額：前年度比2.5%以上増加 ③当期の教育訓練費≥前期の教育訓練費の1.1倍、または、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定	
	控除税額	上記①②を満たした場合 給与等支給増加額の15%の税額控除 上記①②③を満たした場合 給与等支給増加額の20%の税額控除	上記①のみを満たした場合 給与等支給増加額の15%の税額控除 上記②③を満たした場合 給与等支給増加額の25%の税額控除	
	控除限度額	法人税額の20%		
	適用時期	2018年4月1日から2021年3月31日までに開始する事業年度		
		企業内外のデータ連携・利活用を目的とする「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の革新的データ活用計画（仮称）の認定を受けた青色申告法人が、情報連携利活用設備を取得等し、事業の用に供した場合には、つぎの税制措置が受けられます。		
情報連携投資等の促進に係る特別償却・税額控除（創設）	データ連携・利活用	他の法人もしくは個人が収集もしくは保有するデータ又は自らがセンサーを利用して新たに取得するデータを既存の内部データと合わせて連携し、利活用すること等をいいます		
	情報連携利活用設備	上記計画に従い取得したソフトウェア（同時に取得した機械装置及び器具備品を含む）で、取得価額の合計が5,000万円以上のもの		
	税制措置	特別償却	取得価額の30%	
		税額控除	取得価額の3%	平均給与等支給額：前年度比3%以上増加した場合 → 取得価額の5%
		控除限度額	法人税額の15%	上記の場合 → 法人税額の20%
適用時期	上記臨時措置法施行日から2021年3月31日までに取得した資産について適用			
租税特別措置の適用要件の見直し	大企業が、つぎの要件のいずれにも該当しない場合は、生産性の向上に関連するつぎの税額控除等の規定を適用できません。（所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合を除く）			
	要件	平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額を超えること 国内設備投資額：当期の減価償却費の1割超		
	この措置の対象となる措置法	・試験研究費の税額控除制度 ・地域未来投資促進税制 ・情報連携投資等の促進に係る税制（上記）		
	適用時期	2018年4月1日から2021年3月31日までに開始する事業年度		

※ 中小企業者とはつぎの法人をいい、大企業とは中小企業者以外の法人をいいます。

- ① 資本金の額が1億円以下の法人（ただし以下の法人を除く）
 - ・同一の大規模法人（資本金の額が1億円超の法人等）に発行済株式の1/2以上を所有されている法人
 - ・2以上の大規模法人に発行済株式の2/3以上を所有されている法人
- ② 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

お見逃しなく！

資本金の額が1億円を超える法人は、2020年4月1日開始事業年度以降、電子申告が義務化されます。